

佐賀県告示第 47 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 6 年 3 月 7 日から施行する。

令和 6 年 3 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：MiPLA、MIPLA、Methylisopropyllysergamide）及びその塩類
- (2) 化学名 2- { [(4-ブトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } -N, N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Butonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 1-(ベンゾ [d] [1,3] ジオキソール-5-イル)-2-(プロピルアミノ) ブタン-1-オン（通称名：N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため